

としまく こ けんり かん じょうれい がくしゅう しょうがく ねんせい む
「豊島区子どもの権利に関する条例」学習パンフレット (小学4～6年生向け)

考えてみよう! 「子どもの権利」

としまく こ たいせつ けんり まも
豊島区では、子どものみなさんの大切な権利を守ること、みなさんが
あんしん じぶん せいちょう としまく こ けんり
安心して、自分らしく成長していくことをねがって「豊島区子どもの権利に
かん じょうれい
関する条例」をつくりました。



しょうがっこう
小学校

ねん
年

くみ
組

なまえ
名前

としまく としまく きょういくいいんかい
豊島区・豊島区教育委員会

1 「子どもの権利」とは何でしょう？

権利とは？

人が人として生きていくために、大切なものであり、
守られるものです。だれもが「権利」をもっています。
自分だけでなく、他の人の「権利」もお互いに大切に
しましょう。



なるほど..

自分だけが
楽しくても
だめなんだね。



自分もまわりにいる人も幸せに
過ごせることが大切なんだね。

あなたや友だちが幸せなときは、どのようなときですか？

あなたが、うれしいときや心が温かくなるときは、どのようなときですか？

友だちは、どのようなときに、うれしかったりや心が温かくなったりするのか、
聞いてみましょう。

2 みなさんは、どんな権利をもっていますか？

この条例では、いろいろな「大切な子どもの権利」について認めています。
自分に当てはめて、考えてみましょう。

あん 安心して生きること

どんな理由があっても、ぼう力やいじめで心や体をきずつけられたり、さべつを受けたりすることはあってはいけません。

みなさんは、ぼう力やいじめ、さべつから心や体を守られ、安心して過ごすことができます。

あなたが、「家族や友だちから大切にされている」と感じるのは、
どのようなときですか？

こ 個性が尊重されること

みなさんは一人ひとりちがう人で、一人ひとりのちがいを個性といいます。

みなさんは一人ひとりがかけがえのない人として、個性をおたがいに大切にしながら、
自分らしく成長することができます。

また、人に知られたくないことやひみつは守られなくてははいけません。



ひと
人とちがっていても
そのままの自分^{じぶん}でいいんだよ。

あなたの「自分らしさ」とはどんなところだと思いますか？
友だちに聞いてみましょう。



自分で決めること

やりたいクラブ活動かつどうやしょうらいのことなど、自分のことを自分で決めることができます。

また、自分のことを決めるときに、ひつようなことをまわりの人からわかりやすく教えてもらえます。



あなたが、しょうらいなりたいものややりたいことは、何ですか？



思いを伝えること

自分の思ったことおもや考えたことかんがを、自由に人に伝えることができます。
家や学校で何かを決めるときには、自分の意見いけんや気持ちきもちをまわりの人に伝えることができます。



こんど がくげいかい
今度の学芸会でやりたい
ことがあるけど、
自分だけがやりたいことを
言っているのかなあ？

やりたいことや
思ったことは
言っているんだよ。
みんなで話し合ってみようよ。



話し合いで意見を出しやすくするためには、どのようなことに気を付ければよいですか？

か

かけがえない時を過ごすこと

みんなで、自由に遊んだり、学んだりして、時を過ごすことができます。
文化やげいじゅつ、スポーツなど、きょう味のあることをして過ごし、自分らしく
育つことができます。

ひとこと 一言メモ

豊島区には、子どもが自分のせきにんで自由に遊び、
かけがえない時間を過ごせる場所として、
「プレーパーク」があります。



あなたが楽しいと感じるのは、何をしているときですか？

しゃ 社

会の中で育つこと

地いきの一員として、お祭りなどの活動にさんかすることができます。
また、地いきの文化やでんとうを学び、自分の育つ地いきをよりよく知ることができます。

ひとこと 一言メモ

豊島区では、地いきで子どもがさんかできるお祭りや
行事がいろいろあります。
自分の地いきの活動にぜひさんかしてみましよう。



地いきのお祭りなど、あなたが知っている地いきの活動を書いてみましょう。

3 さいご 最後 に

こ けんり がつしゅう した か ぼめん
 子どもの権利について学習しました。下_{した}に書いてある場面は、それぞれ、
 どの権利と結びつくか考えてみましょう。

ば めん 場 面

かぞく ようふく か い
 家族と洋服を買いに行ったときに
 か じぶん き
 買うものを自分で決めること

え
 絵をかくことがすきだから
 れんしゅう じょうず
 練習してもっと上手になること

かぞく はん た
 家族でばんご飯を食べること

とも
 友だちとサッカーをして遊ぶこと

とも
 友だちからいやなことを
 せんせい そうだん
 されたときに先生に相談すること

ち まつ みせ
 地いきのお祭りでお店の
 て
 お手つだいをすること

がっこう はつびょう
 学校でげきの発表をするときに
 じぶん やく
 自分がやりたい役をきぼうすること

こ けんり 子どもの権利

あんしん い
 安心して生きること

こせい そんちよう
 個性が尊重されること

じぶん き
 自分で決めること

おも つた
 思いを伝えること

かけがえのないとき
 す
 過ごすこと

しゃかい なか そだ
 社会の中で育つこと

しえん もと
 支援を求めること

あなたが、うれしいことや楽しいことは、どの権利にあてはまりますか？

あなたがうれしいこと・楽しいこと

あてはまる権利

--	--

4 こまったり、なやんだりしたとき、相談できます。

あなたが、こまったり、なやんだりしたときは、ひとりでなやまないで、相談してください。

相談した内ようなど、ほかの人に知られたくない「ひみつ」は守られます。

相談しやすいところや方ほうを、えらんで相談してね。すべて、日曜日・祝日や年末年始はお休みです。

としま子どもの権利相談室

あなたが自分らしく、楽しく毎日過ごせるようにどうしたら良いか一緒に考えます。友達のこと、学校のこと、おうちでのこと、体のこと、あなたのお話をゆっくり聞きます。

場所 豊島区雑司が谷3-1-7 千登世橋教育文化センター1階

電話番号 03-5985-9580

メール kodomosoudan@city.toshima.lg.jp

受けつけ時間 火曜日～金曜日：午前10時～午後5時45分（今後、土曜日にも相談できるようになる予定。）



このQRコードから送信フォームにつながります

子どもわか者そう合相談「アシスとしま」

学校のこと、ふだんの生活、おうちのことなど、どんななやみでも相談できます。

区役所のまど口でも、電話、メールでも相談を受けつけています。

場所 豊島区南池袋2-45-1 豊島区役所4階11番まど口

電話番号 03-4566-2476

メール A0017309901@city.toshima.tokyo.jp

LINEで相談の予やくが
できます

友だち追かをして登ろくを
おねがいします。



「アシスとおはなし」

区立小中学校のクロームブックで「アシスとおはなし」のアイコンをタップすると、フォームから相談できます。



受けつけ時間 月曜日～金曜日：午前8時30分～午後4時30分
(午後4時30分～午後5時15分は予やくのみ受けつけます。)

としま子どもなんでも相談「なやミミフリーダイヤル」

友だちのことや家族のことなど、心配なことがあったら何でも電話で相談できます。電話のお金はかかりません。

電話番号 0120-618-471

受けつけ時間 月曜日～金曜日：午前9時～午後6時
土曜日：午前9時～午後5時

